

水俣病被害者救済新法案の国会提出を歓迎する

本日、立憲民主党、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党、沖縄の風が、「国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律（案）」を共同で参議院に提出した。

ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議は、これを歓迎する。

同法案は、水俣病関西訴訟最高裁判所判決において水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて国の責任が認められたことを受けて、国は全ての水俣病被害者の救済を図るべきであったにもかかわらず、その後制定された水俣病被害者救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「水俣病特措法」）による救済も不十分なものであったため、救済されるべき者がなお取り残されていることに鑑み、国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けて、給付金（一時金）、療養費及び療養手当の支給に係る制度の創設を政府に義務付けるものである。

同法案は、国がすべての水俣病被害者救済の責任を負うとしている点、水俣病特措法による救済は不十分であり救済されるべき者が残されているとしている点で、広く国民の理解を得られるものと確信する。

また、水俣病特措法が、居住地域や年代によって不合理な線引きをし、かつ、2年3か月という短期間で申請受付を締め切った反省を踏まえており、すべての水俣病被害者救済に道を開くものと評価できる。

私たちは、水俣病被害者の高齢化がすすむ中、その救済が喫緊の課題であることに鑑み、同法案が国会全会派の賛同を得てすみやかに成立することを期待するとともに、国民の理解と共感を得てすべての水俣病被害者を救済に向けて奮闘していく決意である。

2026年7月9日

ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議

代表委員 岩崎 明男

同 曾我 浩

ほか一同